

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

2. 指名停止措置期間

令和5年9月11日 から 令和6年1月10日 まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

西武建設株式会社は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分（営業停止45日間）を受けた。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第2第13号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当し、措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、4ヶ月とする。

<措置要領 別表第2>

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8303）

総務部契約課長

半田 達也（内線2511）

総務部経理調達課長

岡本 隆章（内線6311）

○総務部契約課課長補佐

森崎 貴司（内線2512）